

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

天童市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 成生・蔵増・寺津・高揃地域（天童西部地域）

#### ア 現況

本地域は、市街化区域の西部に位置し、市街化区域に隣接する成生、高揃地域と水田地帯に囲まれている蔵増、寺津地域から成っている。

経営形態は水稲専業と水稲＋果樹、水稲＋畜産あるいは野菜の複合形態が多い。特に近年は、ネギの生産が盛んで、産地化が進んでいる。

経営の主体は稲作で、大ほ場地帯を中心に機械化一貫作業体系が確立し、高水準の農業地帯となっている。また、果樹は、主産地帯を形成し、効率の高い農業生産地帯として、りんご、さくらんぼ等の団地化が進んでいる。

本地域は、本市の農用地面積の約53%を占め、農業の多面的機能の発揮の促進について重要な地域であることから、将来にわたり農用地を維持・確保する取組を行うことが必要である。

#### イ 目標

アを踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### (2) 山口・津山・干布・荒谷地域（天童東部地域）

#### ア 現況

本地域は、国道13号の東部に位置し、天童西部地域と比較して樹園や畑の比率が高く、果樹を中心とした園芸作物の栽培が盛んで、さくらんぼやりんご、ラ・フランスなどの一大産地を形成しており、県下でも有数の生産地として発展している。

経営形態は、果樹＋水稲の複合形態が大部分であるが、果樹を中心とする専業経営も比較的多い。本地域は、本市農業の基幹作目である果樹生産の中心地域であることから、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下を防止し、将来にわたり農用地を維持・確保する取組を行うことが必要である。

#### イ 目標

アを踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整

備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

(3) 田麦野地域（山村地域）

ア 現況

本地域は、本市における唯一の山村地域であり、水稻を中心に酪農、野菜の複合経営が盛んであるが、自然環境の制約もあり、経営形態は比較的単純化されている。

水田については、団体営ほ場整備事業や農村総合整備モデル事業により、汎用田としての条件整備も完了している。本地域は、市西部地域の平地地域と比較すると、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

イ 目標

アを踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

No.	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	天童西部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	天童東部地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業
③	山村地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基



づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(7) 対象地域

対象地域は、次の地域とする。

a 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域

田麦野地域

b 県知事が地域の実態に応じて指定する地域（特認地域）

(1) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

d 市町村長の判断によるもの

(a) 緩傾斜農用地

I 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(ウ) 山形県知事が地域の実態に応じて指定する地域

津山地区、山口地区、干布地区

(2) 集落協定の共通事項

ア 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

イ 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、天童市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定するものとする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、必要に応じて集落協定に記載するものとする。